

水道料金及び下水道料金の徴収の一元化について(お知らせ)

当組合では、現在それぞれ請求、徴収しております水道料金（毛呂山町水道課、越生町水道課、鳩山町水道課より請求）と下水道使用料につきまして、上下水道料金として各町の水道課より一括請求を開始することになりますので、お知らせいたします。

- 一括請求の開始 平成31年 1 月 1 日以降の検針に伴う請求分より
奇数月検針地区の方 平成30年12 - 1 月分より（平成31年 1 月検針）
偶数月検針地区の方 平成31年 1 - 2 月分より（平成31年 2 月検針）

●主な変更点について

- ① これまでの水道検針票が変更され、水道料金、下水道使用料が表示されます。
- ② 納入通知書が変更され、水道料金、下水道使用料を合算して上下水道料金として、各町の水道課より請求書が発行されます。
- ③ 口座振替をご利用の場合は、水道料金、下水道使用料を合算して上下水道料金として、これまでの水道料金の引落日に引落しとなります。
- ④ 使用開始・中止、口座振替のお申し込み及び料金（未収金を含む。）の問い合わせ窓口が各町の水道課に統一されます。
- ⑤ 現在、上水道と下水道とで使用者のお名前、又はお支払方法が異なる場合は、原則水道料金のお支払方法に統一されます。
（お手続きの必要はありません。）

徴収の一元化につきまして、ご使用者の皆様のご理解ご協力のほど、
よろしく願いいたします。

お問い合わせ 総務担当 049-294-9333

●水道料金及び下水道使用料の徴収の一元化に関するQ&A

Q1 なぜ上下水道料金の一括請求を行うのですか？

- A1 料金のお支払いや転入・転居等に伴う使用開始・中止、口座振替のお申し込みが一度で済み、水道と下水道それぞれに連絡をする手間が省けます。
- A2 それぞれ行っていた事務手続きを一つにまとめるため、各種手数料や納付書等の印刷、郵送料、電算システムなどの経費が削減されます。

Q2 一括請求の対象となるのは？

- A1 下水道組合を構成する3町内（毛呂山町、越生町、鳩山町）の水道使用者 で併せて公共下水道を使用されている使用者
- A2 自家水（井戸水など）使用者で併せて公共下水道を使用されている使用者（※一元化により水道課より納入通知書が送付されますが、下水道使用料のみの請求となります。現在下水道使用料を口座振替でお支払いの場合は、新たに上下水道料金口座振替のお申し込みが必要となります。）

Q3 お支払い方法は？

- 例① 水道料金、下水道使用料とも納入通知書によりお支払いの場合
A1 →上下水道料金として納入通知書をお送りいたします。
- 例② 水道料金、下水道使用料とも同一金融機関の同一口座より振替の場合
A2 →上下水道料金として口座よりお引落となります。
- 例③ 水道料金は納入通知書、下水道使用料は口座振替の場合
A3 →上下水道料金として納入通知書をお送りいたします。
※下水道使用料の口座から引き落としたい、又は他の金融機関に変更したい場合は、水道料金口座振替依頼書を新たにお申し込みください。
- 例④ 水道料金は口座振替、下水道使用料は納入通知書の場合
A4 →上下水道料金として水道料金の口座よりお引落となります。
- 例⑤ 水道料金、下水道使用料とも口座振替だが、金融機関が異なる場合
A5 →上下水道料金として水道料金の口座よりお引落となります。※下水道使用料の口座から引き落としたい、又は他の金融機関に変更したい場合は、上下水道料金口座振替依頼書を新たにお申し込みください。
- 例⑥ 今まで親子、又は夫婦等で水道料金と下水道使用料の名義を分けていたのですが、一括請求後も水道料金と下水道使用料を別々に支払うことはできますか？
A6 →水道料金と下水道使用料の合計金額を請求させていただきますので、別々にお支払いいただくことはできません。水道の使用者名義に統一されます。